

新潟市民病院組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年4月1日

新潟市民病院事業管理者 大谷 哲也

新潟市民病院管理規程第4号

新潟市民病院組織規程の一部を改正する規程

新潟市民病院組織規程（平成20年新潟市民病院管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

「手術部

「手術部

周術期支援室

高度先進医療センター

第2条中 高度先進医療センター を 低侵襲心臓血管内治療室 に改める。

低侵襲心臓血管内治療室

低侵襲不整脈治療室

低侵襲不整脈治療室 」

入院管理支援センター

病床管理室

周術期支援室 」

「 周術期の支援に関する事項

第3条中 高度先進医療センター を

低侵襲血管内治療に関する事項

低侵襲不整脈治療に関する事項」

「高度先進医療センター

(1) 低侵襲血管内治療に関する事項

(2) 低侵襲不整脈治療に関する事項

入院管理支援センター

に改める。

(1) 入院支援及び退院調整の管理に関する事項（患者総合支援センターの所管に属するものを除く。）

(2) 病床管理に関する事項

(3) 周術期の支援に関する事項 」

第6条第2項の表中手術部の室の項を削り、高度先進医療センターの室の項の次に次のように加える。

入院管理支援センター	センター長
病床管理室	室長
周術期支援室	室長

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。